

市第149号議案 横浜市建築基準条例の一部改正について


1 趣旨

令和元年12月11日に建築基準法施行令（以下「政令」といいます。）の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されます。

この政令改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市建築基準条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

2 改正概要

今回の政令改正により、防火区画について規定している政令第112条に第3項（面積区画の緩和規定）が新設され、下表のとおり、既存の第3項以降の項が1項ずつ繰り下げられました。

	改正前		改正後
政令第112条	第1項～第2項		第1項～第2項
			第3項（新設）
	第3項～第20項		第4項～第21項（項ずれ）

この政令改正に伴い、政令第112条を引用している条例の規定（第16条、第23条の4、第29条、第53条の6、第53条の8）について、項ずれに伴う改正を行います。

3 施行予定日

令和2年4月1日（改正された政令の施行日と同日）